

原著論文

悪神祭祀の深層
—関東地域の「コト八日」儀礼にみる 日本人の祓 禍観—
曹 圭 意,

Analysis of the Ritual for Evil-doing Deities in Traditional Japan

Gyu-heon Jo*

(Received : October 1, 2004 ; Accepted : August 5, 2005)

Abstract

This paper aims to clarify the structure and meaning of “Kotoyōka”, a Japanese folk religious practice. On the day of this ritual, generally celebrated on February 8 and December 8 in the Kanto region, specific objects, such as “mekago” (a bamboo basket), “tsuchibo-dango” (a rice ball), and “togarashi” (a red pepper), are displayed outside of farmers' houses in order to prevent visits from the evil-doing deities or evil-doers who are sometimes called “Ekibyōgami” (the demon of epidemics such as smallpox or cholera), or Hitotsume-kozō (a one-eyed goblin).

In general, there are two major hypotheses about “Kotoyōka.” The first concerns the 都市 cultural ritual they based on the “Unitary Japanese Culture” hypothesis suggested by Yanagita Kunio. The other is a closely relation to “mayoke” (expelling evil demons) theory. Here in, we re-examine these traditionally accepted hypotheses.

By categorizing the above-mentioned objects, this study analyzes their ceremonial and religious characteristics so as to clarify the symbolic and transpositional functions of the ritual itself: certain of these objects made of plants have a apotropaic power which can drive out the evil forces and those of foods should be offerings to placate them.

A series of these considerations show us that in this folk religious practice the evil-doing deities are welcomed and revered on the day of Kotoyōka intended for the prevention of misfortunes and disasters potentially worked by them. (*Waseda Journal of Human Sciences*, 18 (2) :79-92, 2005)

Key words : Ritual for evil-doing deities, Kotoyōka, Ceremonial/religious character,
Prevention of mis ぬれ les and disasters

1. 問題の所在

(1) 研究対象

「コト八日」は、2月8日と2月8日の両日に行なわれる行事を示す用語で、じつに複雑な形態をもつ

てあらわれる儀礼である。その期日や行事内容を見ると、東日本と西日本の地域差が著しいといえる。

たとえば東日本では、2月8日と2月8日にほぼ同様の儀礼が行なわれる場合が多い。とりわけ、福島県から関東地域では、災をもたらす「厄病神」「一つ

*早稲田大学大学院人間科学研究科博士後期課程 (Graduate School of Human Sciences, Waseda University 曹が)

目小僧」などの到来を恐れ、「目籠」を庭などに高く掲げたり、「落穂団子」(「土穂団子」)「唐辛子」を戸口に刺しておくことなど、屋外に掲示物を出しておく慣行がある。本稿では、これを「来訪者慣行」と呼ぶ。また、中部地域では、村の行事である「人形送り」などが典型的な事例として知られている。一方、西日本では、来訪者慣行はまったくみられず、「針千本」「嘘晴し」「誓文払い」などが行なわれるのみで、儀礼の期日は12月8日に集中している。

こうした顕著な地域差があるにもかかわらず、一部の研究者は東日本の「コト八日」来訪者慣行と行事内容に比べられるものとして、近畿・中国地方の「春ゴト」などを取りあげてきた。このことからすれば、「コト」の名称を有する儀礼は、「コト八日」に限らず、日本各地で行なわれる春の儀礼と関連するものとも考えられる。

本稿の具体的なテーマである「コト八日」の来訪者は、地域ごとに少しずつ違っており、じつは「厄病神」「一つ目小僧」のような負(災)の来訪者だけではなく、「恵比寿様」「大黒様」「笹神」のような神の名をもついわゆる、正(福)の来訪者も存在する。しかし、実際には負の来訪者が圧倒的に多い。そこで本稿では、負の来訪者に着目し、それが数多く分布する関東地域の事例に視点を絞っていくことにしたい。

(2) 先行研究の問題点

これまで、この魚の来訪者を手掛りにして、「コト八日」の本来の意味を明らかにしようとする試みは、多く行なわれてきたといってもよいだろう。しかしながら研究史の全体を眺めてみると、①「田の神・山の神去来による稲作農耕儀礼」、「魔除け行事」の2つの通説が認められるが、このような通説の形成過程には大きな問題があると考えられる。この「コト八日」の通説をめぐる研究史の最大の問題は、岩田重剛の問題提起から理解することができるだろう。岩田はこれまでの民俗学の問題点として、①柳田民俗学、折口学の学説が論証されることなく通説に至っている点、②伝承者の解釈がそのまま研究上の結論になった点の2つを指摘している(岩田2003h: 1-6)。論じ尽くされた感のある「コト八日」研究を、ここであえて取りあげること、こうした岩田の指摘を継承し、あらためて通説の再検討が必要であると考えられるからだ。

ここで、この説の成立過程を中心に「コト八日」の研究史を整理してみよう。「コト八日」を、はじめて真正面から取りあげたのは、山口貞夫による1936年初出の「十二月八日と二月八日」という論文である。「田の神・山の神去来による稲作農耕儀礼」説も、この論文から議論が展開し始めたといってもいいだろう。その内容の骨子は、「2月8日及び12月8日は、元々山の神の去来する日」であり、「山の神が一つ目小僧に零落することによって、依代の目籠も魔除けのものになり、さらに、臭気をかがせて邪雲を祓う行事まで付け加えるようになった」という説である。そこで山口は、「山の神が一目一足だという伝承」に注目し、「一つ目小僧をももとは山の神」として位置づけた柳田の『一つ目小僧その他』(柳田1997)を引用している(山口1989)。山口の論考では、「山の神去来」が内容の根幹をなしてはいるものの、それを稲作農耕儀礼と明確に関連させて論じているかといえば、そうとはいえない。

しかし、山口以降、1950年代から1970年代後半まで、「コト八日」の来訪者慣行を扱っている一連の論考、とりわけ土橋里木(1950L、藤田稔(1958L、橋本武(1974L、北島寿子(1976L、富山昭(1978)などでは、「田の神・山の神去来信仰」が一年の農事との関連から「稲作農耕儀礼」として位置づけられている(2)これらは、山口の論考と同様、2月8日と12月8日を田の神と山の神が去来する日としての理解を示しながらも、農民信仰として田の神の重要性をより強く意識するきらいがあった。しかし結果的に、彼らの説は山口のそれを学説的に展開させたともいえるだろう。さらに土橋と藤田の論考では、この田の神信仰が「コト八日」の子供祝いの儀礼を派生させた点を論じつつ、田の神を先祖神として捉えている(土橋1989:51-53、藤田1989:94-96)。つまり、この説の根幹は、①田の神・山の神の去来、②水田との関係を重視した稲作農耕儀礼、先祖神としての田の神という3点から成り立っているといえる。このようにして立論された「コト八日」をめぐる「田の神・山の神去来による稲作農耕儀礼」説は、1970年代末まで、日本民俗学においてほとんど議論なく定説とされていた。さらにいえば、これは柳田民俗学の日本文化一元論に基づいた学説であった。こうした論点についても、岩田はきわめて重要な指摘をしている。彼によれば、柳田の祖霊信仰学説の

形成から「田の神・山の神去来信仰」の展開過程がみてとれ、「柳田民俗学の初期に河童の民俗としての関連での理解が、1930年代後半から40年代初頭に農新儀礼論として、その後『先祖の話』により祖霊信仰の体系に組み込まれるようになった」という。そして、その背景には柳田民俗学の政治性があると言及する。つまり、柳田学説の展開の理由が、「193(年代前半の農業恐慌、農村窮乏に対する配慮、193(年代後半からアジア太平洋戦争期に蔓延する国体論や国家神道に対する違和感、さらに、戦死や『七生報国』を祖霊信仰という『常民』の民間信仰の体系から説明しようとした結果」に起因すると説明しているのだ(岩田2003a:97-108)。言い換えれば、柳田民俗学が、当時の社会および時代背景を踏まえた学問的役割を果たそうとしたことによって、自身の学説を展開させるようになったとも理解できるだろう。こうした岩田の指摘を考慮すれば、柳田の祖霊信仰学説の成立過程が、上述の「コト八日」論考に影響を与えたことはほぼ確実であり、当然、儀礼的かつ宗教的面の再考が必要と考えられる。

ところが1980年代以降、以上のような説を展開してきた「コト八日」研究は、ほとんど姿を消してしまふ。そこには、『イモと日本人』(坪井1979L、『稲を
(¹⁹³²によ 文
歴史的発想を再検証した坪井洋文の稲作筆名助績)が
あった。

以上論じてきたことからすると、「コト八日」をめぐる「魔除け行事」説には、「田の神・山の神去来による稲作農耕儀礼」説の内包する問題が明確に指摘されていないといえるのではないだろうか(3)

(3) 研究目的

このように、「コト八日」の来訪者慣行をめぐる研究史を概観してみると、もともと「田の神・山の神去来信仰による稲作農耕儀礼」説が優勢だったが、1970年代後半、坪井洋文によって日本文化多元論が提出されてから、柳田民俗学による日本文化一元論への批判が高まり、1980年代以降になると、「コト八日」に対する上記の説はほとんど姿を消し、「魔除け行事」として位置づける学説が展開され、それがほぼ定説となってきた。繰り返しを恐れずにいうならば、「コト八日」は日本民俗学のいわば古典的課題でありながら、それを「田の神・山の神去来による稲

作農耕儀礼」とする説の問題点が積極的に指摘されないまま、「魔除け行事」説がひとり歩きをしてきた。筆者の問題意識はまさにここに向けられている。こうした疑問と向き合うために、本稿ではまず、関東地域で負の来訪者が存在した地域の事例を収集し、モノの類似性に注目した揭示物の類型化から分析を行なっていく。この作業は、「コト八日」の来訪者慣行において重要な役割を果たす揭示物の儀礼的側面を明るみに出すだけでなく、負の来訪者の性格を解き明かすきわめて重要なものといえる。じつは、この揭示物は負の来訪者の性格を反映したものであるとも考えられるからだ。また、揭示物の儀礼的側面から「コト八日」にアプローチした研究が極端に少ないことも、筆者が揭示物に注目した要因のひとつとなっている。

こうした流れのなかで、「田の神・山の神去来による稲作農耕儀礼」説を再考しつつ、これまであまり顧みられてこなかった、「コト八日」に潜む民間信仰の意味を明らかにすることを大きな目的とする本稿は、日本文化の「基層」を知るうえで、それなりの意義をもつものであろう。なお、事例の詳細については、別表を参照されたい。

2. 来訪者慣行の儀礼構造

「コト八日」の来訪者慣行では、災いをもたらす来読者の侵入を防ぐため、伝承者がなんらかの揭示物を屋外に出しておくことを最大の特徴とする。すなわち、来訪者と揭示物のあいだには、一定の対応関係が成立しているといえる。そこで本節では、来訪者と揭示物という対応関係を手掛りにして、儀礼の期日の問題にも留意しつつ、その実態を典型的に捉えることにしたい。

(1) 「コト八日」来訪者の類型

まず、表1から「コト八日」の来訪者を確認してみると、それが多様な呼称をもっていることがわかる。「鬼」「厄病神」「厄神」「悪魔」「ダイマナク」「一つ目の疫病神」「一つ目小僧」「メカリバアサン」などである。このように呼称こそ多いが、呼称の類似性から「鬼」「厄病神」「悪魔」「ダイマナク」「一つ目の疫病神」などは〈抽象化来訪者〉として、「一つ目小僧」「メカリバアサン」などはく人格化来訪者〉

として大別することができると思われる。来訪者の呼称そのものからはこうした類型化が可能ではあるが、伝承者にとっては、いずれも「魔物」、すなわち、負の来訪者として認識されているよさである。ただし、本稿では便宜上、以上の分類名称で来訪者を示すことにしたい。

図1は、こうして類型化した来訪者と揭示物の分布図である。この図1から地域的分布特徴をみていくと、抽象化来訪者は茨城県、栃木県、群馬県にも分布しており、一方、人格化来訪者は東京都、神奈川県などの関東南部に多くみられる。埼玉県にはどちらの事例もみられる。千葉県においては、筆者が調べ得た限りでは、「魔物」のような負の来訪者は訪れず、なぜか「銭だけが落ちてくる」(野田市船形石川山)といったような特殊な伝承だけがあるようだ。伝承者が実際にお金を儀礼的道具として用いることから、この「銭」は来訪者というよりも、揭示物のひとつとして判断するほうが妥当であると思われる。

以上、来訪者の類型的整理により、少なくとも、千葉県を除いた関東全域に「コト八日」の来訪者が存在したという基本的な事実は確認できたといえるだろう。

(2) 「コト八日」揭示物の類型

揭示物についても、来訪者の整理と同様に、類似的要素に注目し、地域的分布も確認しつつ典型的に捉えていきたい。表1の揭示物の項目を参照しながら整理していくと、全地域に共通して登場するものがある。「目籠」「メケイ」「メケ」「ザル」などがそれであり、これらはまさに「コト八日」を代表する揭示物といえるだろう。これらを本稿では、「目籠類」と呼びたい。

次に、この目籠類以外の揭示物をみていくと、他にもさまざまな揭示物が存在しており、地域ごとに微妙な違いがあることがわかる。しかし、その素材に注目すると、次のように分類できるのではないだろうか。すなわち、「ニンニクトウフ」「ソバ・うどん」「ネギ」「唐辛子」「団子」「サイカチの実」などは〈食物類〉として、「竹」「串」「笹竹」「花木」などは〈植物類〉として分類が可能であろう。それ以外の「鎌」「銭」などは〈その他〉としておきたい。興味深いことに、神奈川県大和市には「鰯の頭を柎の枝に刺す」といった報告がある。これについては、節

分でも同じ慣行がみられることから、節分と「コト八日」が習合している稀有な事例として理解したほうが妥当だと思われる。したがって、「柎」は、「鎌」や「銭」と同じカテゴリ一に属するものとして判断しておこう。なお、「コト八日」と節分の習合に関しては、他日に期すことにしたい。

では、目籠類・植物類・食物類・その他という類型化をふまえ、地域的な分布を確認してみよう。筆者が調べた限りでは、図1に示したように、目籠類と植物類はほぼ関東全域に、食物類は茨城県、栃木県、埼玉県、神奈川県に分布していることがわかる。また、その他の「鎌」は茨城県、群馬県に、「銭」は千葉県と埼玉県に確認できる。

以上、「コト八日」の揭示物の素材に注目して類型化を行ってきたが、素材だけにとどまらず、それらと関係する形状にも注目する必要があると考えられる。というのも、揭示物が個別的に揭示される場合は稀で、むしろ複合的に組み合わせられて揭示されることが多く、その組み合わせの形状は看過することができないからだ。まず目籠類についてみると、そのほとんどが「竹の上に立てられる」など、植物類の「竹」や「竹竿」と関連して揭示されることが多い。食物類が植物類(「竹」「竹竿」など)と組み合わせられて揭示される事例としては、茨城県、栃木県で集中して確認できる「笹竹の上にはソバ・うどんがおかれる」といったものが多い。こうした事例は、植物類の「竹」が目籠類、食物類となんらかの意味で関わっていることを推測させてくれる。次に、「竹」以外の「串」「花木」などの植物類についてみると、そのほとんどが「ニンニクトウフ」(ニンニクや凍豆腐などを竹中に刺しておく形)「ネギ」「唐辛子」「団子」「サイカチの実」などの食物類を刺す用途として用いられる。とすれば、「竹」以外の植物類も食物類と深く関わりをもっていることは間違いないだろう。

ところで、「柎」「鎌」「銭」といったその他の素材は、どのように用いられているだろうか。これらは、表1の事例から判断して、形状的には目籠類と関わっていることがもっとも多いようである。その例としては、次のようなものが挙げられる。

- ・風を切るために、ミカイ(目籠の謂)に草刈り鎌を縛り付けて立てる(群馬県勢多郡宮城村)
- ・メカイの中に柎をさす(群馬県勢多郡宮城村)

・ザルの中に小銭を 入れ、翌朝これをさげた 親が 子供達に「神様が 小遣いをくれた」と 言って与 えた（埼玉県草加市）

こうした事例からわかるように、 掲示物は複合的 に用いられることが多いが、「柁」だけは戸口や 家の 周りに刺すなど、 単体で使われることもあるようだ。 周知のように、 この「柁」や「鎌」などは、 民俗一 般からみて、 典型的な魔除けや 厄除けの 呪具であり、 ここでは「 銭」も同様の意味を 含んでいるものとし て理解しておきたい。

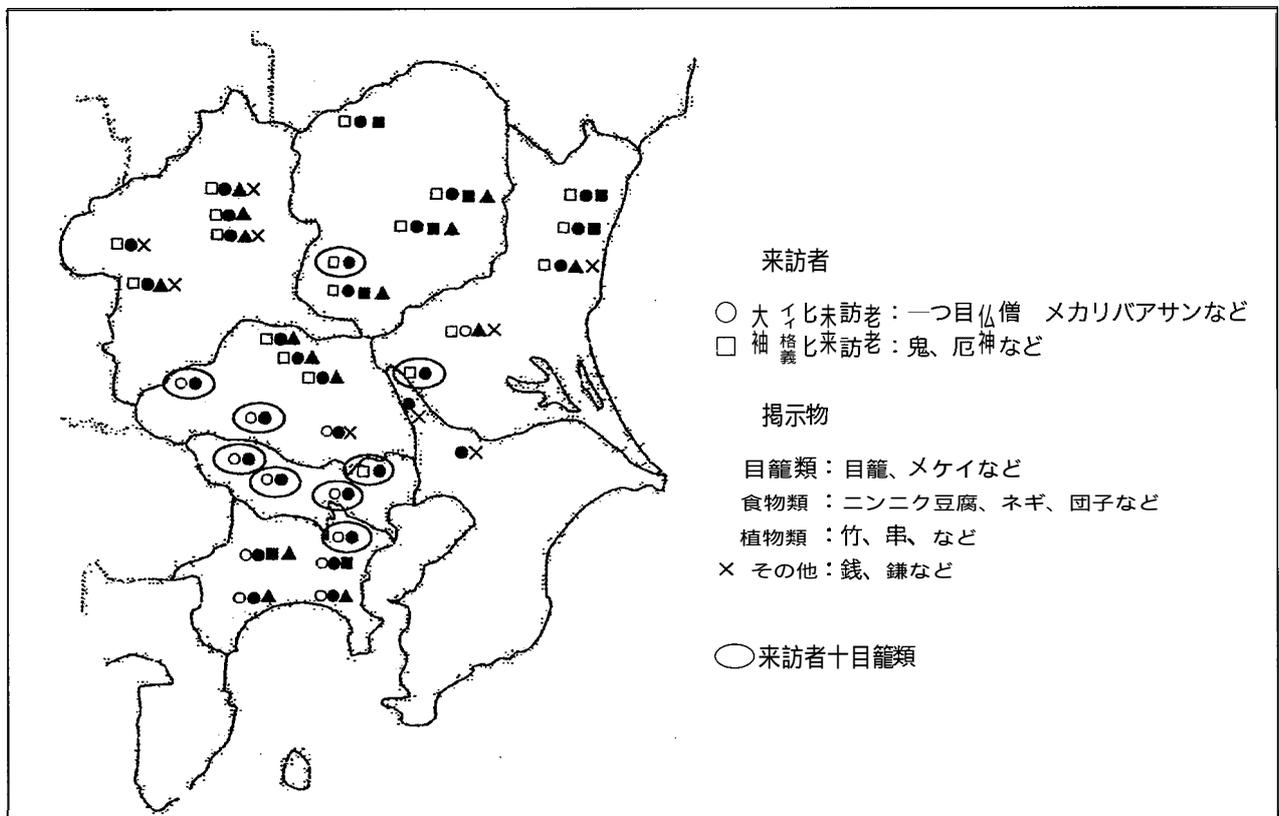
このように、「コト八日」の掲示物における素材と 形状のあ りよう注目してみると、 類型的に植物類 はつねに目籠 類、食物類双方と 深く関わっているこ とがわかるだ ろう。

(3) 「コト八日」来訪者慣行の 期日

次に、「コト八日」来訪者慣行が 行なわれている 期 日についてであるが、表1 から事例を確認すると、 ほとんどの地域で2月8日、12月8日の両日に同じ 内容の儀礼が行なわれていた。つまり、「コト八日」

の来訪者は年2回訪れていたことになるわけだ。じ つはこれこそが、従来の研究において、「コト八日」を 「田の神・山の 神去来による 稲作農耕儀礼」と説明す る最大の理由であ り、問題点でもあった。すなわち それは、「コト八日」の儀礼的側面に 目を向けずに、 「コト八日」儀礼の 日数が、農作の始まりと 終わりに 行なわれる稲作農耕儀礼と 同じく年2回という点で、 両者を関係づけてしてしまう、あまりにも短絡的な 理解にあ ったと考えられる。

そのことを考える うえで、たとえば、表 の埼玉 県の事例には看過できない点がある。表1の資料を 綿密にみると、 秩父郡長瀬町には2月8日の1回だ け、浦和市では2月8日・4月8日・12月8日の年 3回儀礼が行なわれていた。つまり、必ずしも「コ ト八日」は年2回ではないということである。この ように考えてみると、 期日の問題において、むしろ 「8日」という期日に 注目すべきではないかと 考えら れる。これについてもまた 今後の課題としたいが、 いずれにしても、 こうした期日の 問題点を糸口 とし て、「田の神・山の 神去来」説に 疑問の目を向けな ければならないのは、 もはや当然のことといえよ う。



図工 「コト八日」来訪者・掲示物分布図（関東地域）

3. 掲示物の儀礼的位置づけ

これまで、「コト八日」の来訪者慣行を、表1の事例をもとに来訪者、掲示物、期日を中心に典型的に概観してきた。では、この来訪者慣行は「コト八日」の儀礼において、どのような意味を有しているのだろうか。また、来訪者とはどのような性格をもつものとして理解すべきなのか。本節からは、こうした問題を、掲示物の儀礼的位置づけから解決していくという、本題に入っていきたいと思う。

0) 掲示物の儀礼的側面

はじめに、掲示物の儀礼的側面をみておきたい。なかでも、食物類である「ソバ・うどん」「団子」「ニンニクトウフ」は看過すべきものではないと思われる。これらは、加工された食物であり、「唐辛子」「にんにく」のような一般的な魔除けの呪物とは、明らかにその性格を異にする。つまり、こうした掲示物は、「コト八日」の来訪者慣行が単なる魔除けの儀礼ではないことを推測させてくれるものといえるだろう。しかし、これらのなかで、「ソバ・うどん」は特別な儀礼的意味を有していると判断される。その根拠は、次のような事例にある。

- ・まず、庭先に笹竹で笹神を作る。そして、ソバガキやアズキメシなどをつくり、夜になると、ソバを供物として供える(栃木県下都賀郡壬生町)
- ・笹竹で笹神を作り、ソバなどをその上にあげる(栃木県佐野市)

ここで共通している点は、「ソバ」を供物として用いることと、「笹竹」を「笹神」としていることである。このことから、「笹神」の依代が「笹竹」なのであり、災いをもたらさない「笹神」は、いわゆる正の来訪者として理解してもよいものだろう。したがって、「笹竹」は、本稿で扱っている、いわゆる貞の来訪者の掲示物とは区別して考察すべきものと考えられる。しかし、現時点ではここまでしか言及することができない。なぜ「ソバ、うどん」「アズキメシ」などが供物として選ばれるのかという疑問も含め、今後、改めて詳細な調査と考察が必要である(有)。

さて、「団子」「ニンニクトウフ」はどうだろうか。まず、表1から「団子」に関連する横浜市港北区下ヶ

局町中里の事例をみてみよう。

- ・足元に落ちた米粉を拾って、きれいに洗って団子にする(2月8日)
- ・御飯に炊けないような悪い米を粉にして団子を作り、2、3個を中に刺して柱の緒につけておくとお婆さんが食べて帰るといふ(12月8日)

ここで注目すべき点は、この団子は使い物にならなくなった「悪い米」などによって作られ、「悪い」素材を使わない一般的な「ハレ」の食物のそれとは素材が異なることである。このことは「ニンニクトウフ」にも当てはまることなのではないだろうか。つまり、「ニンニクトウフ」もまた、本来は「ハレ」の食物である「トウフ」に、「ハレ」の食物ではない「ニンニク」を組み合わせる、つまり一種の脱聖化による掲示物なのではないかと考えられるのだ。

ではなぜ、「悪い米」のような粗末なモノや「ニンニク」といった魔除け的なモノが、「ハレ」の食物と結びつき用いられるだろうか。筆者は、このことから、掲示物の儀礼的位置づけという課題を考えていきたい。この「コト八日」の「団子」に関して、柳出国男はすでに「落穂団子の問題」のなかで説明している。その内容の骨子は「昔は、美味しいものより、あえて味の悪い粗食を用いて、祀りの物忌状態に入ろうとした」というような理解である(柳田1978:350-351)。柳田がこの「団子」を、神を祀るためのものと捉えていることは明らかであろう。具体的にどのような神に対する祀りなのかまでは言及されていないものの、非日常的な状態ともいえる物忌に注目して、「落穂団子」を神の祀りと関連させたことは評価すべきと考えられる。確かに、「コト八日」の来訪者慣行において、厳重な物忌はほぼ共通して行なわれている。つまり、脱聖化されているものの「ハレ」の要素をもっている「落穂団子」「ニンニクトウフ」の掲示物が存在しており、物忌をともなっていることは、この儀礼の性格を示唆する重要な要素と考えられる。

以上のことを踏まえれば、「コト八日」の来訪者慣行を単なる魔除けの儀礼というよりも、何らかの神を祀る儀礼として理解したほうが妥当であるように思われる。

(2) 植物類と目籠類、食物類の対応関係

前段において筆者は、食物類の「団子」「ニンニクトウフ」を分析の糸口として、「コト八日」の来訪者慣行は何らかの神を祀る祭祀なのではないかと論じてきた。ここでは、このことを前提として、これまで整理してきた、①植物類（串など）と食物類の形状的関わり、植物類（竹）と目籠類の組み合わせのありかたから、揭示物の儀礼的側面に迫っていき。とくに、この問題については、折口信夫の「髻籠の話」による依代論、柳田国男の「柱松寿」による神樹論を、分析視角として用いたい。この2つの理論は、神の宿りという面では一致している。一方、折口の依代論が髻籠などの「だし」に注目し、人工的な象徴に神の宿りを求めるという形状中心の視点であるのに対し、柳田の神樹論は柱および樹木に注目し、より自然的なものに神の宿りを求める素材中心の視点であるという相違点もみられる（西村（編）1998:45-55L。なお、本稿では、両者のいう「神の宿り」を一般的に通用している「依代」という用語に統一し、両理論を総合的に考慮しつつ分析を行いたいと思う。

まず、植物類と食物類の形状の組み合わせをみると、さらに2種類に分類できると思われる。一方は、「串」などの植物類と「団子」「ニンニクトウフ」などの加工された食物類、他方は、「串」などの植物類と「ネギ」「唐辛子」などの加工されてない食物類という組み合わせである。これらは、上述したように、おもに「串などに団子・ネギなどを刺す」という形状である。これを、神樹論の素材に対する考察と、依代論の形状に対する考察を関連させながら捉えてみよう。まず、「串」などは「団子」などの加工された食物や「ネギ」「唐辛子」などの加工されてない食物に共通して関わっている。しかし、一般的に魔除けの呪物であるとされる「唐辛子」などを、神の依代とは認めがたい。このように考えると、「串」などの植物類のほうが神の依代であり、そこに迎えられる神への供物として、「団子」「ニンニクトウフ」「ネギ」「唐辛子」などの食物類が用いられたと考えられるのではないだろうか。では、なぜこうした「ハレ」の食物ではないモノが供物になるのだろうか。この重要な問題については後述する。ともかく、ここでは「コト 八日」の来訪者慣行において、植物類は神の依代として、食物類は供物としての儀礼的側

面をもっているのではないかと理解しておきたい。

次に、植物類と目籠類の組み合わせについてみると、すでに事例を挙げておいたように、おもに「長い竹竿の先に目籠を吊るす」という形状をとることがわかる。魔除け説の影響と思われるが、現在「コト八日」には、来訪者を恐れ、これを避けるべく目籠を掲示するというイメージが強い。しかし、長い竹竿の先に目籠類を結び付けるという組み合わせを、安易に、単純な魔除けの意味として捉えてもよいのだろうか。もちろん、「コト八日」の目籠類が「竹」と結びつかず、単独で出される場合もあり、それは単純な魔除けの装置として解釈すべきかもしれない。この植物類の「竹」と目籠類をめぐる問題は、来訪者の性格を明らかにするにあたって、重要な鍵になると思われる。それゆえ、踏み込んだ分析はいずれ別稿で展開することにしたい。

(3) 依代や供物としての揭示物

以上の分析内容を整理してみよう。まず、揭示物の植物類（「串」など）こそが神の依代であり、食物類は迎えられる神への供物であると考えられる。また、「竹」と組み合わせの目籠類には、儀礼的側面の綿密な再考が必要と考えた。そして、目籠類と複合して用いられるその他の「柁」「鎌」「銭」などは、この「コト八日」来訪者慣行が、なんらかの厄除け的性格の儀礼であることを裏づける材料になるのではないかと論じた。

4. 悪神の依代としての火

前節までは、おもに揭示物の儀礼的側面について論じてきた。ここで、図1の円に囲まれている部分とその他の地域を比較してみると、揭示物における微妙な地域的相違が認められる。円に囲まれていない地域では、来訪者に対して複数の揭示物を掲げるが、埼玉県南部から神奈川県北部の多くの地域と、茨城県と栃木県の各々の一箇所では、目籠類だけを揭示物としているのである。では、こうした事実をどのように理解したらよいのだろうか。

該当地域の事例を表1から確認してみると、「火」を利用していることが大きな特徴として挙げられる。具体的な「火」の利用法は次の通りである。

- ・サイカチの実や生ネギを 燃やす (茨城県猿島郡五霞村)
- ・ネギ、ニンニク、唐辛子などをいぶす (栃木県塩谷郡喜連川町)
- ・臭いものを 焼く (埼玉県浦和市なじ)

これらの地域では、火を使う理由を、「強い匂い(悪臭)によって邪悪なもの追い払うため」だとしている。このような理由づけからもわかるように、そしてすでに指摘しておいたように、「コト八日」の性格のひとつとして 魔除けあるいは厄除けがあることは、ほぼ確実であると考えられる。

来訪者慣行が行なわれる地域には必ず目籠類がみられ、それに加えて 食物類や植物類といった他の掲示物も別に掲示されるのが普通である。しかし、上記のような来訪者に対して目籠類のみを掲示している地域の場合、他の掲示物を出す代わりに、「火」を利用して「サイカチの実」「ネギ」「ニンニク」「唐辛子」「パミ」などの素材を 燃やしていることは非常に興味深い。なぜなら、じつはこうした地域で燃やされる素材群は、本稿で供物として位置づけた掲示物の食物類と一致しているからだ。このような食物類の一致という解釈は、掲示物の儀礼的意味合いと関連づけることを可能にする。すなわち、この地域で「サイカチの実」「ネギ」などを燃やすということは、他の地域で供物として食物類の掲示物を出すこととその行為に違いこそあれ、儀礼的意味は同じなのである。つまり、食物類が供物という点で同じであるとするならば、それらと組み合わされる「火」は、掲示物の「串」のように、神の依代としての役割を果たしているのではないかと考えられるのだ(6)

以上の分析を正しいとするならば、「火」や「串」などの依代に迎えられる神は、福をもたらす神としては認めがたく、追い払われるべき悪神(負の神)と理解すべきだろう。言い換えれば、本稿で類型化した抽象化・人格化来訪者、すなわち負の来訪者とは悪神であり、この悪神に対する供物として「団子」「ネギ」「唐辛子」などの食物類が儀礼的役割を担っていると考えられるのではないだろうか。

こうした「コト八日」儀礼における「火」の儀礼的利用に対する視座をさらに発展させるにあたって、坪井の次の指摘は大きな後ろ盾になると考えられる。彼は、有名な「餅なし正月」の論理において、「餅二白

色→水田稲作農耕」という象徴的連鎖に 対比される世界として、「非餅=赤色二火→焼畑農耕」の存在を提示した(坪井1983:194-195)。こうした彼の説は、「コト八日」をめぐる火の儀礼的利用を、儀礼食あるいは供物の問題と絡めて考えていくうえで考慮すべき重要なものといえよう。

5. 屋外・境界・儀礼空間

これまで、植物類(「竹」を除く)を悪神の依代とし、「串」などの植物類と「火」は、儀礼的には同様の役割を果たすのではないかと論じてきた。しかし、こうした理解は、植物類の「串」などと食物類の対応関係に注目した結果であり、植物類の「竹」と目籠類の対応関係については、改めて精密な分析が必要である。ここからは、こうした今後の問題も含め、掲示物の場に注目して論を進めたい。掲示物の場を確認することは、儀礼空間の問題に繋がりが、空間論的にこの儀礼を 解明するうえで、重要な役割を果たすものと考えられるからである。

それでは、表1の空間という項目を確認しつつ、掲示物の組み合わせとそれらが掲げられる場を関連させて整理してみよう。それらをまとめると、次のような傾向が見出せる。第一に、「門口」「家の入口」「戸口」「大戸口」「玄関」などの空間では、おもに、植物類(串など)と食物類が多くみられる。第二に、「軒先」「軒」「庭先」「ヒサシ」などの空間では、おもに、植物類(竹)と目籠類が多くみられる。第三に、「家の周り」では、柁が単体で泥棒除けの目的で置かれていた。

このように整理してみると、「門口」「軒先」などは家という空間の外界と内界を示す象徴的「境界」領域として認められ、伝承者は、負の来訪者が家の内界に侵入することを防ぐために掲示物を出していると理解できる。また、植物類が依代である限り、負の来訪者は「コト八日」の日に、家という内界の入口といえる「門口」「軒先」までに迎えられることになる。そのため、この場所に「落穂団子」「唐辛子」「ネギ」などを供物として用意する必要があるのだろう。こうした儀礼空間で、伝承者は、単純な「魔除け」というより、「泥棒除け」「病気除け」「風除け」などのさまざまな意味や目的で儀礼を行っているのだ。このような各家や地域の観念的相違が、儀礼装置と

しての掲示物の 選び方などにも 影響を与えたのではないかと考えられるが、概して「災厄除け」として理解してもいいと思われる。以上の内容から判断すれば、「コト八日」来訪者慣行における「門口」「軒先」などの空間は、家をめぐる災厄除けのために悪神を迎え祀る 象徴的空間と 捉えることができるだろう。

次に、こうした空間認識から、「田の神・山の神去来信仰による 稲作農耕儀礼」説の問題点を指摘してみよう。この説は、周知のように、「神は2月8日に山から田に下り、12月8日に山に帰る」というものである。すなわち、山の神は山から 田に訪れて長期間滞在し、土着神のようになるということだ。しかし、「コト八日」の儀礼空間としては屋外が認められるものの、神が去来するとされる水田などで儀礼が行なわれた痕跡はない。

6. 災厄予防の来訪神祭祀

これまでの分析内容のなかで、明らかにできなかったが、きわめて重要な問題が残っている。それは、悪神（疫病神、一つ目小僧など）の来訪と、供物として位置づけた粗末なモノ、魔除け的意味合いをもつモノ（落穂団子、唐辛子など）との関係である。こうした問題をいかに 整合的に捉えられるかによって、この儀礼の意味もさらに 鮮明になってくると思われる。

なぜ、伝承者はこの儀礼にともなって、いわゆる「落穂団子」「ニンクトウフ」「唐辛子」「ネギ」などを用いるのか。この問題を考えるにあ たって諏訪春雄が定義した「来訪神祭祀の 構造」は参考すべきものといえる（諏訪（編）1997:59-64）。諏訪は「訪れる神の性格により、祭りの形態や演出に大きな相違が出てくる」という。さらに「日本の 祭りの類型を善神型と 善悪両押型に分類し、善悪両袖型は 祭りの場に積極的に 悪い神を招きよ せ、その鎮圧や慰撫を基本の目的とした 祭り」とも主張する。

諏訪の考えを 援用するならば、「コト八日」の悪神は、伝承者の意図によって迎えられる負の来訪神であり、迎えられたその 負の来訪神への鎮圧や慰撫を目的として、粗末なモノ、魔除け的なモノが供物として選ばれたと 考えられるのではないだろうか。さらにいえば、伝承者にとって、負の来訪神は 災いを

もたらす悪い 神であり、事前に悪い神を迎えて対処しておくことには、事前に災厄を 予防しようとする信仰がうかがえるのである。それゆえ筆者としては、来訪者慣行と 稲作農耕のために 山と田を去来する 神に対する信仰を 関連づける説には、異論がある。もちろん、この儀礼が単純な 魔除け行事でもないことはいうまでもない。以上の内容から、本稿では、この儀礼のひとつの性格を「災厄予防のための 来訪神祭祀」として結論づけることにしたい。

7. 今後の課題

本稿では、「コト八日」の本来の意味を明らかにするため、関東地域の負の 来訪者をめぐる 譜例を集成し分析を行ってきた。しかしながら、これまでみてきた「コト 八日」来訪者慣行は、ほとんどすたれているといってもいいだろう。筆者の調査経験からすると、冒頭で述べた「人形送り」のような 村の行事が、現在でも「コト 八日」として、わずかに残されているようである。こうした状況のなか、ここでは、筆者が確認できた 行事内容を簡単に紹介しつつ、本稿での内容との 関連を中心に、大きく三つほどの課題を述べておきたいと思う。

第一に、繰り返しその 重要性を述べてきたが、目籠の用い方についてである。とりわけ、竹竿と結びつく目籠類が、軒先に立てられる理由を解明することが重要と思われる。これには、竹竿の儀礼的機能の考察が必要不可欠であろう。たとえば、大野の神送祭（埼玉県都幾川村大野、4月8日）は、「竹竿（旗竿）の先に藤の花を 挿し、そこに山の神が宿り、その呪力によって、厄神による災厄を 村から退散させるという 神祀り」である。さらに、日本全国に目を向けてみると、4月8日の民俗として、「山から採ってきた ウツギ、藤などの花を 束にして高い年の先に結び付けて屋外に立てることが 近畿以西の各地でみられ、それを天道花、高花、八日花という」（池上（編）1998:49）。このように竹竿に 注目してみると、「コト八日」の目籠の用い方も、山の神の来臨の重要な日である4月8日の儀礼との 関連から、慎重に考察を進めていく必要があるのではないかと 考えられる。

第二に、村の「コト八日」と家の「コト八日」の関連についてである。松本市の比較的平坦部に 位置

する両島地区（2月8日）の儀礼は、公民館に村の人々が集まり、巨大なワラジを作った後、念仏を行なう。村の入口にある木に、巨大な一本のワラジを掛け、悪い病気などが入ってこないように祈ることからなるこの村の「コト八日」において、大ワラジは、しばしば片足神とされる山の神の来臨を示すものとしては考えられないだろうか。この点の解明は、上述した竹竿と結びつく目籠の用い方を説明する重要な鍵になるとも期待できる。また、家の目籠、村のワラジなどの掲示物は、それぞれ家と村の境界的空間に祓禊の装置として置かれる。こうした空間的類似性も、今後の課題として提出しておきたい。

第三に、「火」の儀礼的利用についてである。山間部に位置する松本市上手町の事例をみると、家で儀礼を行なったあと、夕方、村の行事を行なうことを特徴とする。その儀礼内容は、早朝木戸失で唐辛子などを焼き、道祖神に牡蛎餅を供える。さらに、夜には、村人が集まり、藁で馬やジイサン・バアサンと呼ばれる人形を作った後、皆で念仏を唱える。そねから、「貧乏神送り出せ、風の神送り出せ」を唱えながら、ジイサン・バアサンが乗せられた藁馬を地図中に引き回し、途中でこれに火をつけ、村境で焼き払う。この地域では、明らかに「火」が儀礼的に利用されている。この点は、関東地域の来訪者慣行でもみられた「火」の利用地域とともに、坪井の提出した焼畑農耕地域説との関連性を念頭におきつつ、考察を深めていく必要があるだろう。なお、ここで紹介した松本市の行事内容からは、山間部・平坦部の地域差、念仏の存在、道祖神との結びつきなどの問題も浮上する。当然、このような問題への目配りも必要だろう。

以上、今後の課題として三つの問題点に注目してみたが、「コト八日」のように複雑な形態を有している儀礼の解明には、各々の課題を連続的かつ総合的に捉えていくことがもっとも重要ではないかと考える。まさにそこにこそ日本民俗の「基層」に関わる特性がみとれると思えるからである

註

- (1) この「春ゴト」に関する論考としては、西谷勝他（1968L、小野重郎（1979）などがある。
- (2) 山口貞夫の論考をはじめ、以上のすべての論考は、大島律夢編（1989）『コト八日—二月八日と十

二月八日—』に納められている。北島の「コト八日」は、東日本における掲示物の分布を詳細に整理したうえ、「目籠」と人形道祖神との関連性を示している。そして、土橋の「こと八日と山の神」は山梨県の事例を、藤田の「田の神信仰と二月八日の伝承」は茨城県の事例を、橋本の「山と里の事八田感覚—会津地方の場合—」は福島県の会津地方を、富山の「静岡県の『コト八日』伝承—その事例と考察—」は静岡県の事例を扱っている。

- (3) 魔除け説は、1980年代以降現在まで、多くの研究において一貫して提示され続けている学説といってもよいだろう。おもに、1980年代までの魔除け説の研究史については、近藤直也（2001）の「節分の籠」に詳しい。
- (4) 「コト八日」における笹籠の去来伝承は、筑波山をめぐる地方で、顕著にあらわれているようである。井之口（1985L、佐々木（1988）に詳しい。
- (5) 南方熊楠（1979）は、「子月と魔除」などで、「目籠」そのものに注目し、「コト八日」の「目籠」が魔除けの性格であることを主張した。その一方、折口信夫（1995）の「髯籠の話」では、「コト八日」の目籠が依代として位置づけられている。
- (6) 坪井洋文は、柳田国男（1944）の『火の昔』での指摘、「祀りと火の関係において火を燃やすということは神を迎える目印としての依代の意味が加える」を評価しながらも、火の諸儀礼を稲作と結びつける理解は控えるべきだと主張している（坪井1983：190—191）。

参考文献

- 池上泉正ほか（編）1998『日本民俗宗教辞典』東京堂出版
- 井立国章次 1985『筑波山麓の村山名著出版
- 入江英称2002「行事由来伝説「一つ目小僧と道祖神」の形成」『民具マンスリー』34巻10号
- 岩田重刷 2003a『戦死者靈魂のゆくえ—戦争と民俗』吉川腔文館
- 岩田重刷 2003b『墓の民俗学』吉川腔文館
- 大島建彦（編）1989『コト八日—二月八日と十二月八日—』岩崎美術社
- 小野重郎 1979「コトとその周辺」『日本民俗学』120号
- 折口信夫 1995「髯籠の話」『折口信夫全集』第二巻 中

悪神祭祀の深層—関東地域の「コト 八日」儀礼にみる日本人の祓 禍錦—

央公論社
 小松和彦 1995 『異人論』ちくま 学芸文庫
 小松和彦 (編) 2001 『怪異の民俗学 8 境界』河田
 書房新社
 佐々木勝 1988 『厄除け—日本人の 霊魂観—』名著出
 版
 西谷勝他 1968 『季節の神々』慶友社
 西村亨 (編) 1998 『折口信夫事典』大修館書店
 諏訪春雄、川村湊 (編) 1997 『訪れる祐—神・鬼・
 モノ・異人—』雄山閣
 高橋典子 1994 『川崎のヨウカゾウとミカワリバアサ
 ン』リ|崎市民ミュージアム 紀要』 6号

坪井洋文 1983 『イモと日本人—民俗文 化理論の課題—』
 未来社
 坪井洋文 1982 『稲を選んだ 日本人—民俗的思考の世
 界』
 南方熊楠 1979 『南方熊楠全集』 2 平凡社
 柳田国男 1963 「土穂団子の問題」『定本柳田国男 集』13
 巻筑摩書房
 柳田国男 1963 「ミカハリ考の 試み」『定本柳田国男 集』
 13巻筑摩書房
 柳田国男 1997 「一つ目小僧その 他」『柳田国男全集』7
 巻筑摩書房

表1 「コト八日」来訪者・揭示物資料 (関東地域)

茨城県		揭示物						
No	地名	名称	期日	行事内容	来訪者	目録	出典	
1	北茨城郡神川町		2月8日	にんにく豆腐を煮て、屋根に籠を立てて鬼がこないよう する。	鬼 にす	にんにく豆腐、籠	文化庁編『日本民俗地図 1 (年中行事)』(1969、 国土庁調査発行) p.724	
			12月8日	屋根はかがぎをてる。		籠	屋根	同上、p.725
2	日立市山地区 (八四目、笹目)	ニンニク トウフ	2月8日	目籠を柱などにぶらせておき、 た、ニンニク トウフを竹の棒につ け、柱の割れ目にさしてお農業 を休み、生木を切つてはいけません。		目籠、ニンニク トウフ	柱	同上、p.570
		ニンニク トウフ、師走八日	12月8日	同上			同上	同上、p.590
3	勝田市	厄病神除け、 誓文払い、お こと、にんに く豆腐	2月8日	七日の晩ににんにく豆腐を家の 入り口にす。 にんにく豆腐食べ るいえもある。(金上) では竿の先 へ鎌をつかする。	厄病神	にんにく豆腐、入 り口 目籠、鎌		勝田市編さん委員会 『勝田史』民俗編(1975、 勝田市) p.682
		厄病神除け、 誓文払い、お こと、にんに く豆腐	12月8日	2月8日と同様。 にんにく豆腐を べると無病息災だと信じている。	同上	同上	同上	同上、p.702
4	結城郡千代川村	笹神様、ダイ マナコ (厄病 神除け)	2月8日	七日の夕方、笹を三本切ってきて 先端を結び、三脚にして庭に立 てる。ダイマナコの除けとし目籠 を高く掲げる花神様にはそ結 んだ土にそぼろをつどんを供える。	ダイマナコ	目籠、そば、 うどん、笹神 様 (笹竹)	庭、屋根	千代川村史編さん委員会 『千代川村生活史』第2巻 (1997、十代川村) p. 59- 60
		笹神様、ダイ マナコ (厄病 神除け)	12月8日	笹神様に2月と同じことをする 笹竹を裏口に立てるダイマナ コの目籠供えもある。山にみよなはし。	同上	同上	同上	同上、p.74
5	猿島郡豊村		2月8日	鬼が来る日だといふケを竿の 先につけて立てるダイマナコ の目籠供えもある。山にみよなはし。 実や、生ネギをもちし腹道 た。そばをぶつて食べる。	鬼	ミケ		猿島町史編さん委員会 『猿島史』民俗編(1998、 猿島町) p.73

栃木県

No	地名	名称	期日	行事内容	来訪者	掲示物	空間	出典
1	塩谷郡真達川町	コトハジメ	2月8日	ネギ(にんにく、唐辛子)と豆腐を戸口にさし、籠をさげる。厄病神が入らないように多くの目で見張るといふ。	厄病神	ネギ(にんにく、唐辛子)、豆腐、籠	戸口	畠山滋編『日本民俗調査報告書』関東の俗、栃木県編(1994、一書房社)p.700
		コトオフリ	12月8日	同上	厄病神	同上	同上	同上、p.700
2	真岡市	ダイマナク、コトヨウカ、コトハジメ	2月8日	メカイカゴを家の軒先にかかけたり、ネギやニンニクを串にさして戸口にさす。また、この日家の前に笹竹で笹神様をつくり、ソバガキやアスキメシなどを供える。	一目の厄病神	メカイカゴ(カゴ)、笹竹、ソバガキ、アスキメシ	戸口、家の入口	真岡市史編纂委員会『真岡市史』第5巻(1988、真岡市)p.554
		ダイマナク	12月8日	同上、ただ笹神様(笹竹)の場所が家の裏側になる。	同上	同上	同上、家の裏側	同上、p.570
3	下都賀郡壬生町	コトハジメ	2月8日	厄神除けとして、長い竹竿の先にメカイをつけ軒先に出す。これをダイマナコと呼び、こうすると悪い病気がはやらぬという。庭先には笹竹で笹神をつくり夜ソバを供物として供える。この日履物を外におかない。	一目の悪病神	メカイ(ダイマナコ)、笹竹(笹神)、ソバ	軒先、庭	壬生町史編さん委員会『壬生町史』民俗編(1986、壬生町)p.204
		コトジマイ	12月8日	2月8日に対応する日で、ダイマナコや笹神をつくり、厄神除けとする。	同上	同上	同上	同上、p.209
4	安蘇郡田沼町山	コトヨウカ、ダイマナク、コトハジメ	2月8日	目籠(マゼ)を立て、悪魔を追い払う節同様の行事も見られる。コトハジメともいって農業のコトハジメを祝った。	ダイマナクの呪物	メカイ	軒先、肥やし場	田沼町『田沼町史』第1巻自然・民俗編(1988、田沼町)p.372~373
		師走八日、コトヨウカ	12月8日	一年の仕事の終わる日。2月と同様にメカイ(メケ)を立てる。すると、どこからともなく近所の子供達が集まってきて、この竹竿を倒す。それから、コヤシ場に行って、それに供えてある花木にさした団子をたべる。これも昔の風習である。	同上	同上	同上	同上、p.200
5	佐野市	コトヨウカ、ダイマナク、コトハジメ	2月8日	メカイを家の屋根にかかけたり、笹竹で笹神を作ってソバなどをその上にあげたりする。また、家の前でネギやニンニクを焼いたり、柱にもネギやニンニクをすりつけたりしたものである。コトハジメと呼んでいるところもあるが、それはその年のすべての行事がこの日をもって始まると理解している。	厄病神(一目)	メカイ、笹竹、ソバ、ネギ、ニンニク	屋根、柱	佐野市史編さん委員会『佐野市史』民俗編(1975、佐野市)p.730~731
		コトジマイダイマナク	12月8日		同上	同上	同上	同上、p.747

埼玉県

No	地名	名称	期日	行事内容	来訪者	掲示物	空間	出典
1	浦和市	八日節句	2月8日	目籠、柊をとば戸口にさしておくすべての神様にケンチン汁と御飯を供える。同じ行事が4月8日、12月8日と年三回ある。臭いものを焼く。判を押されないよう下駄を外に出しておかない。	一目の鬼、一魔患	目籠、柊、鯛の頭とさいかちの串	戸口	浦和市総務部市史編さん室『浦和市史』民俗編(1980、浦和市)p.661~663
		八日節句	12月8日	同上	同上	同上	同上	同上、p.713
2	上尾市	八日節句	2月8日	目籠伝承、柊の小枝を玄関や便所などの出入り口左右にさす。葱を囲炉裏で焼く。伝承など県内と同様。	悪魔、鬼	目籠、柊	玄関、便所など	上尾市教育委員会『上尾市史』第10巻別編3民俗(2002、上尾市)p.342
		八日節句	12月8日	同上	同上	同上	同上	同上、p.342
3	桶川市	八日節句	2月8日	ミケイにヒイラギをさしたり、ヒイラを玄関にさしておくという家もある。	悪魔、鬼	ミケイ、ヒイラギ	玄関	桶川市『桶川市史』第6巻民俗編(1988、桶川市)p.140
		八日節句	12月8日	同上、悪魔払いという。	同上	同上	同上	同上、p.132
4	草加市	コトヨウカ	2月8日	ミケたてともいう。目の多いミケを屋根の高さに立てておくと、ミケをみて悪魔が逃げて避けてゆくなお、ザルの中に小銭を入れ、翌朝下げた親が子供達に神様が小遣いをくれたといふと与えたり。	一目小僧、一目三悪目	ミケ	軒先	草加市史編さん委員会『草加市史』民俗編(1987、草加市)p.463
		コトヨウカ	12月8日	同上	同上	同上	同上	同上、p.463
5	志木市	八日節句	2月8日	目籠を家のトボグチに立てる。ネギやガラギッチョなどを燃やし、その強い臭いで邪鬼などを追い払う。判を押されるから履物を出さない。嚴重な物忌をする。	一目小僧、一目三悪目	目籠	トボグチ	志木市『志木市史』民俗資料編1(1985、志木市)pp.296~299
		八日節句	12月8日	同上、コトハジメ、コトオサメの混同もみられる。	同上	同上	同上	同上、pp.411
6	秩父郡長瀬町	コトハジメ	2月8日	メカイを軒先に出しておく。メカイを吊るす。囲炉裏でグミのきなどを焼く。	一目小僧、一魔患	メケエ	軒先	長瀬町教育委員会『長瀬町史』民俗編1(1999、長瀬町)

悪神祭祀の深層—関東地域の「コト 八日」儀礼にみる日本人の被 禍錦—

群馬県

No	地名	名称	期日	行事内容	来訪者	掲示物	空間	出典
1	勢多郡宮城村	オコト八日、コト初め	2月8日	メカイの中にヒイラギをさして庭先に飾ったり、カイドに立てる。ミカイに草刈の鎌を縛り付けた家もある。風を切るためだという。魔除けにヒイラギやエンジの木をカイドにさす。	悪いもの	メカイ、ヒイラギ、鎌	庭先、カド	群馬県教育委員会『宮城村の民俗』(1981、群馬県教育委員会)p.201
		オコト八日	12月8日	同上、魔除けに鎌をたてておく。	同上	同上	同上	同上、P.215
2	伊勢崎市三和町	コト八日	2月8日	メカイにヒイラギをさし庭先に高くかかげた。	鬼、悪魔	メカイ、ヒイラギ	庭先	伊勢原市『三和町の民俗』(1981、伊勢原市)p.204
		師走八日 師走八日	12月8日	同上、家の周りにヒイラギをさしおまじないをする。イラギをさす。	同上	同上	家の周り	同上、p.221
3	新田郡敷塚本町	メカイ	2月8日	ダイヤモンドといって、メケーにヒイラギをさし、竿につけて立てる。竿の先に鎌をつける場合もある。ヒイラギをトボグチにさす、家の周りにさす鬼が金をぶっこんでいくといひ親戚に金を入れる。下駄などを外に出さない。厄病神・ダイヤモンドにはかれるという。夜なべ休む。静かになる。	ダイヤモンド、厄病神、鬼	メケー(ダイヤモンド)、ヒイラギ、鎌	同上	群馬県教育委員会『敷塚本町の民俗』(1974、上毛民俗学会)p.131
		師走八日	12月8日	同様。赤飯をふかし食べる。	同上	同上	同上	同上、p.150
4	高崎市東部地区	オコト始め	2月8日	メケエを竿の先に立てておく。メケエは上に向け太くするのを待つ。ヒイラギを籠の中に入れて、鎌も用意したりして、竹に籠をつけて庭木に立てておく。九日の朝早く起きるとお金がたまる。		メカイ、ヒイラギ、鎌	庭先	群馬県教育委員会『高崎市東部地区の民俗』(1978、群馬県教育委員会)pp.151~152
5	群馬郡群馬町	コト八日	2月8日	早朝おるいは前日の夜にメケエ庭に立てておく。カゴに天から幸せ(お金)が降ってくるという。この朝赤飯を、七日の晩に天か厄病神が降りてくるから静かにし、カゴをたまるまじう。	厄病神	メケエ	庭先	群馬町誌編集委員会『群馬町誌』資料編4 民俗(1995、群馬町誌刊行委員会)pp.389-390
		オコト八日	12月8日		同上	同上	同上	同上、p.404

東京都

No	地名	名称	期日	行事内容	来訪者	掲示物	
1	世田谷区松原	メカリバアサン	2月8日	目が沢山あるカゴを軒に吊るす。	メカリバアサン	メカゴ	
2	板橋区	八日節句、コトオフリ、セツガワリ	2月8日	魔除けとしてメケーを屋根の上に立てる、サイカチの実を燃やして悪臭をたてる	鬼、魔物	メケー	
		オコトハジメ	12月8日	同上、家によってはケンチン汁、ご馳走を作って食べた。	同上	同上	
3	国分寺市国分寺村	ヨウカゾウ、ヨウカドウ	2月8日	カゴや箆を軒端へ立てかける。ネギの皮を燃やす。履物を外に出してはいけないといひ履物に判をおされると病気になるという。	魔物、一つ目小僧	メカイ	民
		ヨウカゾウ	12月8日	同上	同上、悪病神	同上	民
4	昭島市	おいのこ	2月8日	妖怪の邪気を払うやめ目カゴを立てる。ネギを焼く。カブ団子を食べる。	鬼、ひとつ目小僧	メカイ、メエ(目籠)	
		おいのこ、フイゴ祭り	12月8日	同上、子供達は早起きして俄に入ったみかんをもらいに行った。	同上	同上	
5	大島町	コトハジメ、オコト様、目一つ小僧様	2月8日	ボタモチをつくり、神棚に供える。なお、親兄弟にも配り、コトハジメの祝い日だという。一方に、物忌に基づく行事も多く行なわれている。屋敷の入口に三崎箆を被せてあった。	目一つ小僧	三崎箆	口 『大島町』民俗編(1999、東京都大島町)pp.181~182
		師走八日、ことおさめ、目一つ小僧様	12月8日	同上、山仕事に行っても夕方おそくなってはならぬ。	同上	同上	

千葉県

No	地名	名称	期日	行事内容	来訪者	掲示物	空間	出典
1	野田市船形加山	八甲籠餅	2月8日	前日、竿の先端に長ざるをかぶせ、軒に立てる朝その下に銭が落ちていくという。		長ざる	軒	文化庁編『日本民俗地図』1(年中行事)(1969、国土地理協会発行) p.968
		八甲籠餅	12月8日	ソバをうつ。				同上 p.968
2	柏市船形地区	八甲籠餅	2月8日	庭先にメカゴを建てる。		メカゴ	庭先	柏市教育委員会『千葉県柏市民俗資料1984、柏市教育委員会』p.41.
		八甲籠餅	12月8日	前日に庭先カゴを立て、朝早く親がお金を撒いてお子供が起きると庭に金が落ちてくる告げ、子供が拾う。		カゴ、金	岡上	同上 p.46

神奈川県

No	地名	名称	期日	行事内容	来訪者	掲示物	空間	出典
1	麻生区油山	メカリバアサン	2月8日	軒先にザルを屋根の生立てる。履物を外に置かない山のグミをサン燃やす。	メカリバア	ザル	軒	高橋典子『川崎ヨウソウとメカリバアサン』(川崎市市民ミュージアム紀要 6、1984) p.190
		メカリバアサン	12月8日	同上	同上	同上	岡上	同上 p.49
2	横浜市港北区市ヶ尾町中里	ヨーカソー	2月8日	この日外に出るとけがをすと言つて、牛馬を引く人はこの日を除いた。ツジョウダンゴを暮のいつかに作った。稲穂をカナオキでこいた時に足元に落ちた米粒を拾って、きれいに洗って、ダンゴにしたお粥である。	一つ目小僧	目籠、ダンゴ		岩崎美子『メカリバアサンとハソ』(『日本民俗学』73号、1971)
		ヨーカソー	12月8日	目籠・ダンゴスクイは魔除けの意味。御飯に炊けないような悪い米を粉にして団子を作り、二、三個を串にさし、柱に縄をしばって串を一本さしておくとお婆さんが食べて帰るという。	メカリ婆さん	同上		同上 p.190
3	逗子市	一つ目小僧	12月8日	今宵は一つ目小僧来るからといって、目が大きく目のザルを屋根のサシに柵の葉を挿して伏せておいた。	一つ目小僧	ザル、柵	ヒサシ	逗子市『逗子市史』別編1『民俗編』(1987、逗子市) p.218
4	大和市	ヨウカゾウ	2月8日	目籠伝承、鰯の頭など柵の枝にさして軒に吊るしておく。目籠に焼き判をおされる悪気になるといわれる。	一つ目小僧	目籠、鰯の頭、柵	軒	大和子市大和史』8下別編民俗(1996、大和市) p.190
		ヨウカゾウ	12月8日	同上。一つ目小僧翌年に「災厄をつける家を賑につけて帰りがけに道祖神前で、二月のこの日に取りにくるといわれるやいてしまうの正月15日のセーヤキであるといわれる。	一つ目小僧	同上	同上	同上 p.190
5	秦野市平沢字小原	一つ目小僧	12月8日	十二月八日に月一つ小僧が来るといわれ、履物は外に置いてはいけないとされ、玄間に目籠を吊るす。目籠の代わりにヒラギをさす。	一つ目小僧	目籠、ヒラギ	玄間	秦野市『秦野市里民俗調査報告書』4(1985、秦野市) Pp.238